

景観法に基づく景観行政団体及び景観計画に関する省令の制定に係るパブリック・コメントの実施結果について

1. 意見の提出状況 提出件数 5件

2. 意見の概要及び意見に対する考え方

番号	ご意見	件数	対応方針
「景観行政団体及び景観計画に関する省令」(国土交通省令・農林水産省令・環境省令)			
1	景観計画の対象区域が、複数の行政区に跨る可能性が高いので、容易な手続にすることが望まれる。(第1条関係)	1	景観計画を策定すれば、一定の規制が及ぶことから、住民等の参加と理解を得るための意見の聴取や審議会への付議といった手続は不可欠なものと考えております。
2	景観上の「借景」「添景」といった立体的な空間もわかりやすく表現する図書を添付する必要がある。(第2条関係)	1	景観行政団体が立体的な空間も含めて表示することは可能ですが、本条は、最低限の基準を定めたものです。
3	地権者等のみならず、景観計画に関わりのある人々に対する十分な説明を行い、計画の意図等を理解してもらわないと、事業の円滑な推進は期待できない。(第4条関係)	1	法第9条の規定により、景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとしております。
4	当該関係者が十分に理解した上で同意がなされるよう、手続について明確にすべき。(第5条関係)	1	関係者(土地所有者)には十分理解・納得した上で同意していただくのは当然のことですが、その方法まで法令で規制する必要まではないので手続を規定していません。
5	借家権者も同意の対象とすべき。	1	景観計画は土地の利用を制約するものであるため、土地の所有者・借地権者を提案(同意)の主体としているものです。